

## 秋田県秋田市基本計画

### 1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

#### （1）促進区域

設定する区域は、秋田県秋田市の行政区域とする。面積は概ね 90,607ha である。

ただし、上記の促進区域中、下表で「×」を掲げた地域を除外する。

なお、下表で「○」を掲げた「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に規定する鳥獣保護区、「自然公園法」に規定する都道府県立自然公園（太平山県立自然公園）については促進区域の一部に含まれることから、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し、配慮すべき事項」において環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

下表で「—」を掲げた区域は、上記の促進区域中に存在しない。

自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域	—
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区	—
自然公園法に規定する国立・国定公園区域	—
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区	○
自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域	×
自然公園法に規定する都道府県立自然公園	○
環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落	×
生物多様性の観点から重要度の高い湿地	×
自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域	—
シギ・チドリ類渡来湿地	—
国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域	—

### ■促進区域の地図



### (2) 地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

#### ① 地理的条件

本市は、秋田県の日本海沿岸地域の中央部に位置し、市域は東西約43km、南北約46kmに広がっている。東には靈峰太平山を擁する出羽山地が広がり、岬谷峡や国指定天然記念物の筑紫森岩脈といった景勝地が点在し、西に臨む日本海は、海岸線の延長が約23.5km、海岸線から1～2kmには砂丘地が南北に走っている。また、南東部から北西部にかけて一級河川雄物川が貫流し、流域には平坦で生産力の高い肥沃な耕地が広がっているなど、山と川、海をはじめとした緑と水に囲まれた豊かな自然環境を有している。

土地利用については、農用地が9,089ha、森林が62,616ha、原野等が64ha、宅地が5,898haと、市域の約8割が農用地と森林であり、秋田平野の中央部に位置する市街地には行政機能や商業施設などが集中している一方で、市街地に近接して田園風景や果樹園が広がる農山村地域を有しているなど、県庁所在地であり、中核市でありながら、都市部と農村部が近いことが特徴である。

#### ② インフラの整備状況

##### ◆高速道路網

本市から県南部地域を通じて岩手県北上市を結ぶ秋田自動車道が東北自動車道

と接続しており、首都圏とのアクセスは、本市から東北自動車道川口ジャンクションまでの所要時間が約7時間となっている。また、東北地方の日本海沿岸を縦貫する日本海沿岸東北自動車道のインターチェンジが秋田空港に近接して整備されており、秋田県内の空と陸を結ぶ交通の要衝となっている。

#### ◆空港、鉄道、港湾

本市は、秋田空港、秋田駅、秋田港を有しております、陸・海・空の交通の利便性がよく、秋田空港から東京国際空港（羽田空港）に1日9便就航しているほか、秋田新幹線が秋田駅と東京駅を1日15往復で運行されており、秋田県の玄関口として首都圏とのアクセスは充実している。

また、平成24年度に日本海側拠点港（国際海上コンテナ）に選定された秋田港は、令和元年のコンテナ貨物取扱個数（実入り）が51,204TEUとなっており、国際コンテナ定期航路が週4便で運航している。さらに、苫小牧東・新潟・敦賀の各港を結ぶ国内フェリー定期航路の運航に加え、平成30年に秋田港クルーズターミナルが完成するなど、近年は国内外からのクルーズ船の寄港が増加傾向にあり、令和元年のクルーズ船の寄港実績が過去最多の21回に上った。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により寄港はなくなったが、今後、秋田港と秋田自動車道秋田北インターチェンジをつなぐ秋田港アクセス道路の整備が計画されているなど、同感染症が収束すれば、さらなる物流の効率化と交流人口の拡大が期待される。

### ③ 産業構造

#### ◆全体概要

本市の就業者数は135,898人、産業別の構成比は、第一次産業2.1%、第二次産業16.6%、第三次産業81.3%である。（出典：平成27年国勢調査）

また、本市の市内総生産は、約1兆2千億円であり、産業別の構成比は、第一次産業0.5%、第二次産業15.2%、第三次産業84.3%である。（出典：令和2年度版「秋田市の市民経済計算-平成29年度推計-」）

第一次産業における市内総生産約68億円のうち、農業が約60億円を占めており、豊富な水資源と肥沃な土壌を活かし、米のほか、えだまめやダリアをはじめ、ねぎ、こまつな、しゅんぎく、アスパラガス、ブロッコリー、ほうれんそう、ちんげんさいなどの園芸作物に加えて、肉用牛など、多種多様な地場産品を産するという特徴を有している。（出典：令和2年度版「秋田市の市民経済計算-平成29年度推計-」）

第二次産業における市内総生産約1,952億円のうち、製造業が約65%を占めている。製造品出荷額でみると、電子部品・デバイス・電子回路製造業が約372億円、パルプ・紙・紙加工品製造業が約371億円、食料品製造業が約332億円、木材・木製品製造業が約304億円、金属製品製造業が約285億円、化学工業が約233億円と高くなっている。（出典：令和2年度版「秋田市の市民経済計算-平成29年度推計-」、工業統計調査（令和元年））

第三次産業における市内総生産約1兆800億円のうち、卸売・小売業が約1,795億円、不動産業が約1,592億円、専門・科学技術、業務支援サービス業が1,259億円、保健衛生・社会事業が約1,249億円と高くなっている。（出典：令和2年度版「秋田市の市民経済計算-平成29年度推計-」）

#### ◆アグリビジネスの状況

本市では、『第14次秋田市総合計画』の施策の一つに「戦略的で多様なアグリビジネスの促進」を掲げ、6次産業化等によるアグリビジネスの促進とともに、農業ブランドの確立と地域特産品の販売促進に取り組んでいる。この指標として設定している6次産業化に取り組む事業体数は、103事業体（平成27年度）から134事業体（令和2年度）と増加傾向にある。

#### ◆日本酒の製造状況

清酒については、秋田県の課税移出数量が全国6位の17,441kl（令和元年）となっており、その約47%の8,196kl（令和元年）を占める普通酒以外の特定名称酒も全国4位となるなど、「美酒王国秋田」として、良質な日本酒の产地の地位を確立している。また、近年は海外市場でもニーズが高く、令和元年度の輸出額が6億円と輸出品目の主軸に成長している。本市には5つの蔵元があり、今後、さらなる成長が期待される品目となっている。（出典：日本酒造組合中央会「清酒課税移出数量調（令和元年）」）

#### ◆観光の状況

本市の観光客入込数（延べ人数）は、7,456,537人（令和元年）と県内で最も多くなっており、近年、クルーズ船の寄港回数が増えていることもあり、増加傾向にある。（出典：「令和元年秋田県観光統計」）

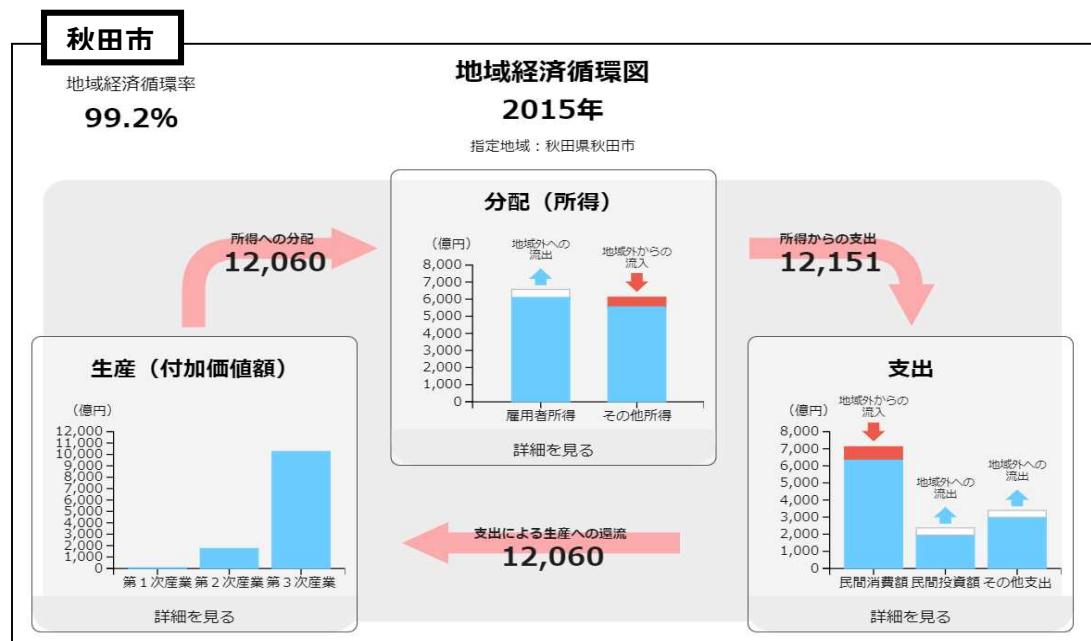
また、『秋田市都市農村交流マスターplan』に基づき、本市の豊かな自然や農山村資源を活用し、首都圏等の県外在住者に向けた都市農村交流の取組を推進しており、都市農村交流人口（本市における都市農村交流事業の参加者）は、841人（平成28年度）から2,389人（令和元年度）と増加傾向にある。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、クルーズ船の寄港もなくなり、都市農村交流人口（本市における都市農村交流事業の参加者）は、1,801人（令和2年度）と前年度から減少しており、観光客入込数（延べ人数）も減少したと予想されるものの、同感染症を契機とした地方回帰意識の高まりなどの社会変容を捉え、令和3年8月に『秋田市農山村資源活用基本構想』を策定し、アフターコロナを見据えた首都圏等からの新たな人の流れを呼び込む取組を推進することとしている。

#### ◆市内経済循環

秋田市の2015年における地域経済循環率は99.2%で、秋田県全体の81.3%と比較すると高く、支出の地域外からの流入が大きいという特徴を示している。

## ■地域経済循環図



(出典：「RESAS（地域経済分析システム）-地域経済循環図-」)

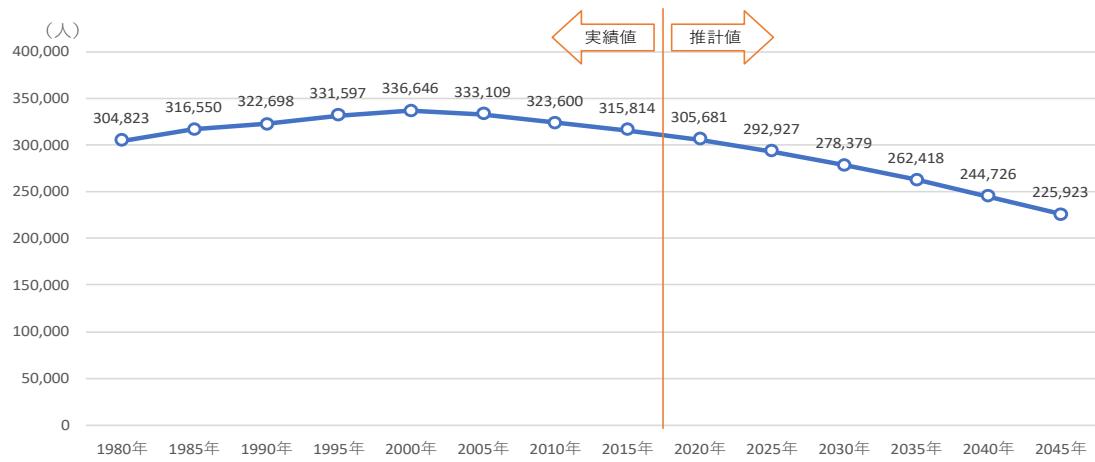
## ④ 人口分布状況

本市は、2005年に旧河辺町・旧雄和町の合併により市域が拡大し、2015年の人口は、秋田県のおよそ3割の315,814人となっており、県内最大の人口を有している。

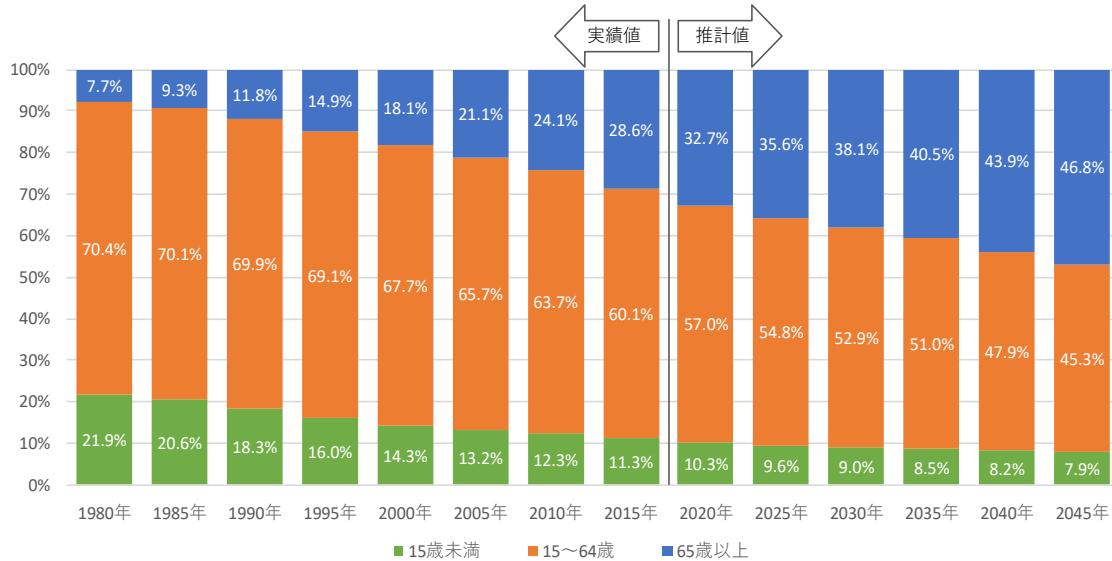
(出典：平成27年国勢調査)

また、2045年の本市の人口は、225,923人（2015年から約28%減少）と推計されており、総人口に占める生産年齢人口の割合は、45.3%（2015年から14.8%減少）と、老人人口の割合46.8%を下回るとされている。特に、多くの農山村を有している北部地域、河辺地域、雄和地域において、人口の減少率が大きく、2045年における高齢化率も高くなることが予想されている。

## ■総人口の推移（実績）と将来推計



### ■年齢3区分別人口割合の推移



(出典：国勢調査、2020 年以降は「国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』2018 年推計)」)

### ⑤ 教育・研究機関等の存在

大学及び研究機関・産業支援機関が多数集積していることが、本市の強みの一つである。

#### ◆秋田県立大学

食品や醸造、アグリビジネスなど専門人材の育成や基礎研究を行っているほか、県内食品製造事業者等との連携により、県産酒好適米による純米吟醸酒の商品化などに取り組んでいる。

#### ◆秋田県総合食品研究センター

食品加工研究所と醸造試験場からなる施設であり、重点推進分野として、①生産地加工の取組拡大と高付加価値による食品関連産業の振興、②「発酵の国あきた」ならではの微生物や酵素を活用した技術の開発、③「美酒王国秋田」のさらなる発展を目指した技術開発や多様なニーズに応える酒類の開発、④高まる健康志向に対応した機能性食品分野への取組を推進している。

また、企業との共同研究や技術相談・支援を行い、商品開発等を支援しているほか、企業や農産加工グループなどを対象とした研修も実施している。

#### ◆公益財団法人あきた企業活性化センター

秋田県内の中小企業者等の経営の安定と発展に貢献し、もって県内産業の発展と活力ある経済社会の創出に寄与することを目的に、設備導入支援、販路拡大支援、新事業・新産業創出及び経営革新等の支援、技術開発支援、知的財産有効活用支援並びに普及啓発、人材育成支援、小売商業振興支援、情報化支援、公の施設管理等の事業を総合的に実施している。

#### ◆秋田県 6 次産業化サポートセンター

県内の 6 次産業化に取り組む農林漁業者の相談に対応するほか、経営改善目標の

達成に向けた商品開発や経営改善に対して、6次産業化プランナーを派遣し、構想段階から事業化までの総合的な支援を行っている。

◆秋田市農山村地域活性化センター「さとぴあ」

農山村地域の活性化や関係人口の拡大を図るため、本市における都市農村交流の拠点施設として、首都圏等住民への効果的な情報発信や魅力ある体験プログラムを実施している。

◆秋田市園芸振興センター

稲作に強く依存した本市農業を収益性の高い園芸作物中心の生産構造へ転換することにより、農家の所得向上と農業経営の安定化を図ることを目的に、園芸作物に特化した新規就農研修や冬期農業研修等による担い手の育成、戦略作物の実証栽培などにより、園芸作物の生産拡大に取り組んでいる。

## 2 地域経済牽引事業の促進による経済的效果に関する目標

### (1) 目指すべき地域の将来像の概略

本市は、県庁所在地であり、人口約30万人の中核市でありながら、市街地に比較的近接して豊かな自然環境や農山村資源を有しているなど、都市部と農村部が近いという特性があり、農業や自然、地域文化に関する体験を通じて、農業、農村に対する理解と関心を深める取組を進めている。

一方、本市をとりまく現状は、人口減少や少子高齢化が進行し、特に農山村地域においては、担い手不足や地域コミュニティの維持が困難になることが危惧されるなど、農山村地域を取り巻く環境はきわめて厳しい状況にある。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、大都市の過密さがリスクや弱点として認識され、自然豊かな地方の価値が見直されてきており、感染症対策として行われるようになったテレワーク等の新しい生活様式の普及に伴い、地方回帰に対する関心の高まりや、ワーケーションといった働き方、仕事の場の多様化が見られる。また、三大都市圏の居住者については、地方とのつながりを深め、地域の人とのコミュニケーションを深めたい意向を持つ人が多くなっている傾向が見られる。

こうした本市の現状や社会変容による地方への新たな人の流れを捉え、令和3年8月に『秋田市農山村資源活用基本構想』を策定し、豊かな自然環境や農山村資源を有する本市の強みを活かし、関係人口の拡大や農山村地域の振興を図ることとしている。特に、地域経済を牽引する分野として「観光」と「農水産・物産」に関連する事業の拡充・創出により、域外から需要を獲得し、域内事業者に貢献させることで、域内就業者の所得を向上させ、地域経済循環を活性化することを目指す。

◆観光（交流人口・関係人口の拡大）

本市の豊かな自然や農山村資源を最大限に活用した、新たな観光拠点の整備や魅力的な観光コンテンツの創出、農山村地域の一体的な魅力向上などにより、交流人口を拡大し、にぎわいの創出と観光産業の活性化を図る。

さらに、こうした取組に加え、農業や自然、地域文化等の体験などの充実・拡充による首都圏等の都市住民と地元住民の関わりの深化や、テレワーク、ワーケーションの促進などを通じ、定期的又は継続的に本市農山村地域への訪問者、滞在者を増やし、

関係を深めることで、関係人口を拡大し、地域内への高い経済波及効果や農山村地域のにぎわい創出を図る。

◆農水産・物産（アグリビジネスの活性化）

豊かな自然や水資源による多種多様な地場産品があることや、陸・海・空の交通結節点として流通面の優位性があることなどの本市の特性を活かし、今後成長が期待される食品加工関連の生産拡大や6次産業化の推進、I C T 等の先端技術の活用、ビジネスの創出、新たな地場残品の開発、効果的なプロモーションの実施などにより、アグリビジネスの活性化を図る。さらに、取引量、売上高の増加による生産者や雇用者の所得増を通じて、地域内で好循環する状況を目指す。

（2）経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の付加価値創出額	一百万円	270 百万円	

（算定根拠）

- ・1件当たり 35,480 千円（秋田県の1事業所当たり平均付加価値額）以上の付加価値を生み出す地域経済牽引事業を6件創出し、213 百万円の付加価値を創出することを目指す。  
(出典：平成 28 年経済センサス活動調査)
- ・上記の地域経済牽引事業が 1.26 倍（平成 27 年秋田県産業関連表における行列係数〔開放経済型、39 部門類〕全産業平均値：1.255182）の波及効果をおよぼすものとして、270 百万円の付加価値を創出することを目指す。
- ・270 百万円は、促進区域内の地域経済牽引事業関連業種（農林業、食料品製造業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業）の付加価値額（122,726 百万円）の約 0.2%に相当し、地域経済の活性化に一定の効果があるものと想定される。（出典：平成 28 年経済センサス活動調査）
- ・また、K P I として、都市農村交流人口（本市における都市農村交流事業の参加者）を設定する。

【任意記載のK P I】

	現状	計画終了後	増加率
都市農村交流人口	1,801 人 (令和 2 年度)	3,000 人 (令和 8 年度)	66.6%

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

（1）地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

## (2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた、地域経済牽引事業による付加価値增加分が 35,480 千円（秋田県の 1 事業所当たり平均付加価値額）を上回ること。（出典：平成 28 年経済センサス活動調査）

## (3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 7 %以上増加すること。
- ② 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で 7 %以上増加すること。
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 6 %以上増加すること。
- ④ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 6 %以上増加すること。

## 4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

### (1) 重点促進区域

次の区域を重点促進区域として設定する。本重点促進区域の概ねの面積は、約 170 ha である。なお、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農用地区域（約 11.8 ha）を含む。

#### 【重点促進区域：へそ公園周辺区域】

河辺岩見字善知鳥坂

河辺岩見字新川

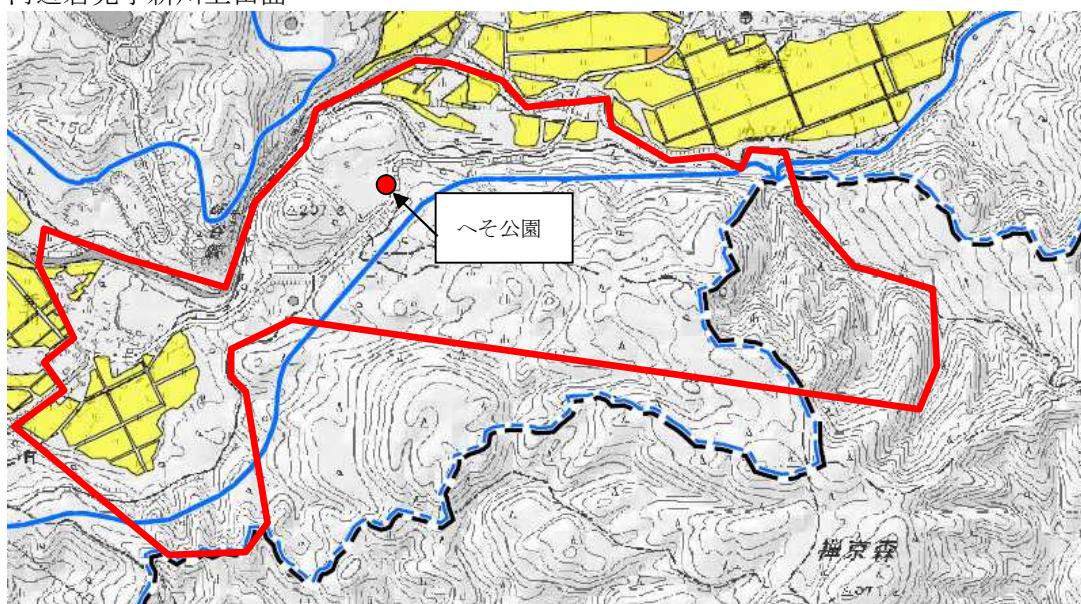
河辺岩見字新川上田面

#### 【凡例】

重点促進区域



農用地区域



#### ◆地域の概況及び公共施設等の整備状況

本重点促進区域は、秋田県の中央に位置し、秋田駅、秋田空港から自動車で約30分の好立地でありながら、へそ公園、景勝地である岨谷峡、豊かな水資源をもたらす岩見川を有している。また、農村の美しい日本の原風景が色濃く残る鵜養地区の入口となっている。道路、電気、上水道等のインフラは整備済みであり、本重点促進区域を含む河辺岩見三内地区には、小・中学校や市民センターが整備されている。

#### ◆関連計画における記載等

『第14次秋田市総合計画』において、施策に「戦略的で多様なアグリビジネスの促進」と「農山村地域の活性化と森林整備の推進」を位置づけており、魅力ある体験プログラム等を通じて都市農村交流を促進するとともに、民間活力を活かしながら、農山村資源や自然環境を有効活用した新たなビジネスの創出、周辺環境整備などの取組を進め、働き方や余暇活動に関する多様なニーズを取り込むことにより関係人口を創出するなど、農山村地域の活性化を図ることとしている。

都市計画法第18条の2に規定される『第7次秋田市総合都市計画』においては、本重点促進区域を都市計画区域外に設定している。河辺地域の地域づくりの方針として、「観光型まちづくりの促進」を位置づけ、「鵜養地区や新川地区周辺では、民間活力を活かしながら、農山村資源や自然環境を有効活用した新たなビジネスの創出、周辺環境整備などの取組を進め、働き方や余暇活動に関する多様なニーズを取り込むことにより関係人口を創出するなど、農山村地域の活性化を図る」と記載している。

また、『秋田農業振興地域整備計画』において、土地利用に関し、「市の最上位計画である総合計画をはじめ、都市計画等、農業以外の分野における土地利用方針との連携・整合を確保していく」と記載している。

#### ◆環境保全上重要な地域への配慮

重点促進区域に設定した区域には、自然公園法に規定する都道府県立自然公園（太平山県立自然公園）を含むため、整備に当たっては、「秋田県立自然公園条例」を遵守し、景観や市民生活への影響に十分な配慮を行う。

### （2）区域設定の理由

本市では、新型コロナウイルス感染症を契機とした地方回帰意識の高まりや、テレワークの普及、ワーケーションに対する関心の高まりなどの社会変容を捉え、豊かな農山村資源や水資源を活用したアウトドアレジャーやレクリエーションをはじめとした観光のほか、周辺地域で栽培された原材料を使った加工食品の開発、物産販売などを促進し、首都圏等から新たな人の流れを呼び込むため、令和3年8月に『秋田市農山村資源活用基本構想』を策定し、取組を進めることとしている。

その上で、重点促進区域に設定した区域は、秋田県の中央に位置し、秋田駅、秋田空港から自動車で約30分の好立地でありながら、『秋田市都市農村交流マスターplan』において、本市の活用できる地域資源の例として挙げているへそ公園、景勝地である岨谷峡、豊かな水資源をもたらす岩見川を有している。また、農村の美しい日本の原風景が色濃く残る鵜養地区の入口であるなど、特に、農山村地域における振興の拠点となる可能性を持った区域であるため、重点促進区域に設定するものである。

ただし、本重点促進区域は、農用地区域を含んでいるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用調整の方針を記載する。

なお、農山村資源を活用した地域経済牽引事業として見込む観光関連産業や日本酒、ウイスキーの製造などの食品加工関連産業においては、豊かな自然や水資源があることが付加価値を高めることにつながる。本市内には、遊休地のほか、既存工業団地内に分譲可能な土地が一部存在するものの、本重点促進区域は、畠谷峡や、へそ公園周辺の散策路といった自然景観を有しているとともに、清流・岩見川がもたらす豊かな水資源があり、原材料の产地と近接しているなど、地域経済牽引事業者にとって、良好な操業環境であることから、重点促進区域として設定するものである。しかしながら、本重点促進区域内には、宅地化された遊休地や工業団地が存在せず、こうした条件下の中で地域経済牽引事業者が求める面積を確保するためには、農地の土地利用を検討せざるを得ない状況であるため、必要最小限度の農地活用を行う。

当該用地については、地域未来投資促進法に基づく農用地区域からの除外及び農地転用の特例措置の活用を前提とするため、関係行政機関との調整や関連計画等との整合、周辺住民への理解を図る。

- (3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域  
該当なし。

## 5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

### (1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① 【地域の特性】秋田市の豊かな自然環境と農山村資源  
【活用戦略】観光
- ② 【地域の特性】秋田市の豊かな自然や水資源による多種多様な地場産品  
【活用戦略】農水産・物産

### (2) 選定の理由

- ① 【地域の特性】秋田市の豊かな自然環境と農山村資源  
【活用戦略】観光

本市の観光客入込数（延べ人数）は、7,456,537人（令和元年）と県内で最も多くなっており、近年、クルーズ船の寄港回数が増えていることなどもあり、増加傾向にある。令和2年度は、さらに多くのクルーズ船の寄港が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、寄港はなくなり、観光客入込数も減少していると予想される。（出典：令和元年秋田県観光統計）

一方で、本市は、これまでに『秋田市都市農村交流マスターplan』に基づき、農山村地域の整備とともに、首都圏等の県外在住者に向けた農村交流メニューの提供など、本市への移住促進を視野に入れた取組を推進しており、平成31年には都市農村交流の拠点施設として、秋田市農山村地域活性化センター「さとぴあ」を開設し、よ

り魅力的な体験型事業を実施するなど、都市農村交流の基盤が整っている。

さらに、『秋田市シティプロモーション基本方針』のもと、本市の魅力や地域資源の掘り起こし、イメージ向上に向けた情報発信などを通じて、本市と多様に関わる関係人口の拡大に積極的に取り組むこととしている。

こうした取組を土台に、同感染症を契機とした地方回帰意識の高まりなどの社会変容を捉え、首都圏等からの新しい人の流れを呼び込むためには、本市が持つ豊かな自然環境と農山村資源をより一層活用することが重要であるとの考え方から、令和3年8月に『秋田市農山村資源活用基本構想』を策定し、取組のさらなる推進を図ることとしている。

当基本構想に基づき、本市の様々な自然環境や農山村資源を活かし、首都圏等を対象とした魅力的かつ効果的なプロモーションや体験型メニューの拡充、体験等を通じて参加者と地元住民が関係を深める取組、テレワークやワーケーションの促進に向けた環境の整備などに取り組むとともに、新たな観光拠点の整備や、アウトドアレジャーやスポーツ、イベントなどの観光コンテンツの創出などを促進し、これらを組み合わせることで、農山村地域の一体的な魅力向上につなげ、交流人口・関係人口の拡大を図る。

#### ■秋田市の主な農山村資源

種類		主な資源
自然環境・公園等	自然（山）	太平山麓の森林、太平山一帯 岩谷山、筑紫森 岩見三内地区の森林空間 高尾山
	自然（川）	雄物川 岩見川 藤倉水源地 岨谷峡 伏伸の滝 石巻の清水
	自然（海）	海水浴場
	公園	仁別国民の森 秋田市大森山動物園 大滝山自然公園 へそ公園 秋田県立中央公園 秋田県立小泉潟公園
温泉・宿泊施設		秋田温泉さとみ 太平山リゾート公園（クアドーム ザ・ブーンなど） 秋田県健康増進交流センターユフォーレ 河辺岩見温泉交流センター 雄和ふるさと温泉「ユアシス」 雄和コテージ
直売所・農家レストラン等	直売所等	J A秋田なまはげ直売所「あぐりんなかいち」 アトリオン「秋田県産品プラザ」 秋田市民市場 秋田まるごと市場 J A秋田なまはげファーマーズマーケット彩菜館

		J A秋田なまはげ直売所「いぶきの里」 道の駅あきた港「セリオンガーデン」 たまごの樹 フレッシュランドまごころ	
	農家レストラン等	十割そば 木こり庵 農家レストラン「ゆう菜家」 民間事業者によるレストランや体験工房	
体験	観光農園	宮原果樹園 渡邊農園 種沢観光りんご園（種沢果樹組合）	
		農家民宿「重松の家」 みんなの実家 門脇家（民泊施設）	
		秋田市農山村地域活性化センターさとぴあ 山の学校 北の風	
	体験	鶴養公民館 岩見三内サロン 里の家 芸術家のアトリエ工房体験 雄物川カヌー発着場 岩見小平岱 秋田市新屋ガラス工房	
		芸術の里かわべゆうわ事業 古民家再生プロジェクト	
		仁井田スーパー農園 椿台スーパー農園 無料市民農園	
	農業	秋田市園芸振興センター	
		農事組合法人白華の郷 農事組合法人平沢ファーム 農事組合法人種沢ファーム 有限会社まこと農産	
		田・畠・果樹園・畜産施設	

## ② 【地域の特性】秋田市の豊かな自然や水資源による多種多様な地場産品

### 【活用戦略】農水産・物産

本市は、県内最大の消費人口を抱えるほか、秋田自動車道や秋田駅、秋田港、秋田空港を有する陸・海・空の交通結節点であり、販売、流通の環境が整っている。また、県庁所在地、中核市でありながら、市街地に比較的近接して、豊かな農地や、一級河川雄物川をはじめとした水資源にも恵まれ、農水産業に適した条件が揃っているという特性を活かし、活力ある都市近郊型の農水産業と農村の確立を目指している。

本市の地場産品の特徴として、全体の販売額約75億円（令和元年度）のうち、約6割があきたこまち等の米が主体となっている。一方で、稲作依存からの脱却を進めるため、京浜地区中央卸売市場への年間出荷量（令和元年度）が都道府県別1位のえだまめ、栽培面積が都道府県別1位のダリアなどの園芸作物に加え、黒毛和牛など多種多様な地場産品の振興にも積極的に取り組んでおり、産物の戦略的かつ計画的な产地形成と生産拡大により、収益性の高い生産構造への転換と競争力強化を図っている。

また、本市の農産品を活用した加工品の一つとして日本酒があり、本市にある5つの蔵元で製造される日本酒は、鑑評会で金賞を受賞するなど、全国的に高い評価を受けている。近年は、アメリカ、中国、香港をはじめ、世界への輸出量・輸出金額とともに増加傾向にあり、今後、さらに付加価値を高めることで、さらなる取引量・売上高の増加が期待される。

さらに、令和元年には、秋田なまはげ農業協同組合と、秋田市、男鹿市、潟上市が連携し、3市の農水産業と食品関連産業の振興を図るため、秋田中央地域地場産品活用促進協議会を設立し、県内や首都圏等での物産展を開催するなど、地場産品の販売や利用の促進などに取り組んでいる。

今後は、これまでの取組を土台に、成長が期待される農水産分野を後押しし、食品加工関連産業をはじめとしたアグリビジネスのさらなる活性化に向け、原材料の生産拡大や事業拡大に係る設備投資、6次産業化の推進、ＩＣＴ等の先端技術の活用、ビジネスの創出、新たな地場産品の開発、効果的なプロモーションの実施などにより、農山村地域の振興と地場産品の付加価値向上、販売促進を図る。

## 6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

### (1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載した地域の特性を活かして、地域経済牽引事業を支援していくためには、事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者のニーズを踏まえた各種事業環境の整備に当たっては、国の支援を併せて活用し、事業支援などを積極的に実施していく。

### (2) 制度の整備に関する事項

① 地域経済牽引事業への投資を促進するため、不動産取得税、固定資産税の減免制度により事業者を支援する。

#### ② 地方創生関係施策

令和4年度から令和8年度の地方創生推進交付金を活用し、事業者による観光関連産業や日本酒、ウイスキーの製造などの食品加工関連産業に係る技術研究、設備投資等に対する支援を行う予定である。また、本市として、農山村地域の一体的な魅力向上に加え、都市農村交流や6次産業化を促進する事業の創出・拡充とともに、地場産品の活用推進のため、秋田中央地域地場産品活用促進協議会とも連携した物産展の開催や、こうした機会を捉えた全国、首都圏等に向けたプロモーションのさらなる展開などを実施する予定である。

### (3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

秋田市が有するデータ（人口や交通等の社会基盤、各種経済指標等の統計調査結果等）を事業者がデータとして活用できるよう周知を図る。

#### (4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

秋田市産業企画課内で、事業者の抱える問題解決のための相談を受け付ける。また、事業環境整備等の提案を受けた場合は、必要に応じて秋田県関係部局や市関係部局、関係団体等と相談の上、対応する。

#### (5) その他の事業環境整備に関する事項

##### ① 県市の緊密な連携

不動産取得税の減免をはじめとして、地域経済牽引事業に関する手続については、県市の緊密な連携と適切な役割分担を図り、事業者に対してきめ細かな対応を図る。

##### ② 事業開始後における支援の継続

地域経済牽引事業の促進の目的は、継続的に事業が実施されることで、他の事業者を含めて地域に波及効果がもたらされることである。

このため、地域経済牽引事業計画の計画期間中は継続的なフォローアップを実施し、新たな課題等に迅速な対応をしていく。

##### ③ 周辺環境の整備の促進

地域経済牽引事業の促進に当たっては、地域経済牽引事業のみならず、行政が行う農山村資源活用に関連する事業と組み合わせることで、相乗的に魅力を高めていくことが不可欠であるため、景勝地における公園や遊歩道、散策路の整備のほか、テレワーク、ワーケーションに対応可能なオンライン環境の整備など、農山村地域の一体的な魅力向上に向け、周辺環境の整備を促進する。

#### (6) 実施スケジュール

取組事項	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和8年度 (最終年度)
【制度の整備に関する事項】						
①不動産取得税、固定資産税の減免措置の実施	運用					
②地方創生関係施策	交付決定					
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】						
秋田市が有するデータの事業者への提供	必要に応じて公開					
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】						
相談受付	必要に応じて公開					

取組事項	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度 (最終年度)
【その他の事業環境整備に関する事項】						
①県市の緊密な連携	基本計画 策定後、 実施					→
②事業開始後における 支援の継続	基本計画 策定後、 実施					→
③周辺環境の整備の促 進	基本計画 策定後、 実施					→

## 7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

### (1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、研究機関・産業支援機関や、秋田市農山村地域活性化センター「さとぴあ」などの農山村資源活用に関する関係団体、商工会、旅行団体、金融機関等の地域に存在する支援機関が、それぞれの能力を十分に発揮して事業者を支援する。

### (2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

#### ① 技術支援及び経営能率向上の促進

##### ◆秋田県立大学による支援

食品や醸造、アグリビジネスなど専門人材の育成や基礎研究を行っているほか、県内食品製造事業者等との連携により、県産酒好適米による純米吟醸酒の商品化などに取り組んでいることから、商品開発等の支援を行う。

##### ◆秋田県総合食品研究センターによる支援

秋田県総合食品研究センターでは、長年積み重ねてきた醸造技術や食品加工技術をもとに、企業との共同研究や技術相談・支援を行い、商品開発等の支援を行う。

##### ◆公益財団法人あきた企業活性化センターによる支援

公益財団法人あきた企業活性化センターでは、中小企業者等に対し、ワンストップで総合的・専門的な一貫支援を行う。また、民間での豊富な経験を持ったアドバイザー等が、起業から技術開発、販路拡大までの幅広い相談に応じるとともに、融資、補助金、専門家派遣、事務所スペースの提供など、集中的な支援を行う。

##### ◆秋田県 6 次産業化サポートセンターによる支援

秋田県 6 次産業化サポートセンターでは、6 次産業化に取り組む農林漁業者の相談に対応するほか、経営改善目標の達成に向けた商品開発や経営改善に対して、6 次産業化プランナーを派遣し、構想段階から事業化までの総合的な支援を行う。

#### ② 農山村資源活用に関する関係団体による支援

本市の豊かな農山村資源等の活用を図るために策定した『秋田市農山村資源活用基本

構想』の検討委員である関係団体（秋田市農山村地域活性化センター「さとぴあ」、特定非営利活動法人秋田花まるっグリーン・ツーリズム推進協議会）は、事業の促進や地元との連携等に対し、助言を行う。

③ 商工団体による支援

市内商工団体（秋田商工会議所、河辺雄和商工会）は、事業環境や事業経営等に対し、助言、指導を行う。

④ 旅行団体による支援

旅行団体（一般社団法人日本旅行業協会東北支部秋田地区委員会）は、地域経済牽引事業の効果を高めるため、PRや観光客の誘致促進等を行う。

⑤ 金融機関による支援

秋田県の地方銀行（株式会社秋田銀行、株式会社北都銀行）は、設備投資が円滑に行われるよう、事業実施に対する助言、融資を行う。

また、秋田市、株式会社秋田銀行、秋田県信用保証協会、株式会社ゆうちょ銀行、辻・本郷ビジネスコンサルティング株式会社が出資し、設立された「秋田市『未来応援』ファンド」では、秋田市で新たな事業の立ち上げのほか、事業承継問題を抱える企業や事業拡大を狙う企業などに対して、資金面や助言等の支援を行う。

## 8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

### （1）環境の保全

環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、国や県、市が定める各種計画等との整合性を図るとともに、地域社会との調和を図っていくものとする。

地域経済牽引事業の活動に伴う大気汚染や、河川等の水質汚濁の防止、騒音・振動・悪臭・廃棄物の対策について、秋田県、秋田市及び関係機関が緊密な連携を図りながら、必要に応じて、助言・指導を行う等、地域の環境保全に十分な配慮をしていく。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会を開催するなど、周辺住民の理解を求めていく。

なお、本促進区域は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に規定する鳥獣保護区、「自然公園法」に規定する都道府県立自然公園（太平山県立自然公園）の一部を含むことから、整備に当たっては「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」及び「秋田県立自然公園条例」等を遵守し、景観や市民生活への影響、野生鳥獣の生息地の環境等に十分な配慮を行う。

### （2）安全な住民生活の保全

「秋田県安全・安心まちづくり条例」に則り、犯罪の起こりにくいまちづくりを推進し、市民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現を図る。特に、同条例の主旨を踏まえて、観光入込客の増加や企業立地を通じた地域の産業集積によって、犯罪及び事故を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することがないよう、住民の理解を得ながら、以下のことを推進する。

- ・観光地や事業所付近で犯罪被害に遭わないように、防犯カメラや照明の設置等の防犯設備を整備すること。
- ・道路、公園、事業所等における植栽の適切な配置及び剪定により、見通しを確保するほか、空き地等が夜間において地域住民に迷惑をおよぼす行為に利用されないよう管理を徹底するなど、防犯に配慮した施設の整備及び管理をすること。
- ・交通事故や犯罪を防止するため、歩道やガードレールを設置したり、歩道と車道を分離するなど交通安全施設等の整備をすること。
- ・秋田県地域安全ネットワークによる地域安全活動を推進するため、警察、自治体及び地域住民と連携し、協働した自主防災活動と地域住民に対する支援をすること。
- ・従業員の法令教育による遵法意識の浸透及び従業員や顧客等が犯罪被害に遭わないための指導をすること。
- ・外国人を雇用しようとする際には、旅券等により当該外国人の就労資格の有無を確認するなど、事業者や県において必要な措置をとること。
- ・犯罪や事故防止、地域の安全確保のために必要な経費等の援助に配慮すること。また、事件事故発生時において迅速な対応をとるため、警察への連絡体制の整備と捜査への協力を図ること。

### (3) その他

P D C A体制の整備等に関しては、年1回開催する秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会等において検証を行い、結果については市ホームページで公表する。

## 9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

### (1) 総論

重点促進区域の区域内においては、下表のとおり農地等が存在しているため、地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

なお、下表で「○」を掲げた地番は農用地を含む。

#### 【重点促進区域：へそ公園周辺区域】

地区名	地番	農用地 区域	地区名	地番	農用地 区域	地区名	地番	農用地 区域
河辺岩見字 善知鳥坂	4	○	河辺岩見字 新川	1-1	○	河辺岩見字 新川上田面	2	
	5	○		1-2			5-1	
	7	○		1-3			5-2	
	8	○		1-4			7	
	10	○		1-5			8-1	
	13	○		2-1	○		8-2	
	15	○		2-2			8-3	
	16	○		2-3			9-1	
	17	○		2-4			9-4	
	18	○		3-1			9-5	
	19	○		3-2			9-6	
	22			3-3			10-1	

	地区名	地番	農用地 区域		地区名	地番	農用地 区域		地区名	地番	農用地 区域
	河辺岩見字 善知鳥坂	23			河辺岩見字 新川	3-4			河辺岩見字 新川上田面	10-2	
		26	○			4-1				11-2	
		28	○			4-2				13	
		29	○			4-3				18	
		30	○			4-4				20	
		31	○			5-1				21	
		32	○			5-2				23	
		33	○			5-3				34	
		34				5-4				36-1	
		37				5-5				36-2	
		38	○			7-1	○			37	
		39				7-2	○			40-1	
		40	○			8	○			40-2	
		42	○			9	○			40-6	
		48				10	○			45	
		49				11	○			68	
		50				12	○			69	
		51				17				71	
		52				18-1				73	
		53				18-2				74	
		54				19				76	
		56				20				77	
		57				21-1				190	
		58	○			21-2				204	
		59	○			21-3				206	
		60	○			22-1				209	○
		61	○			22-2				210	○
		62	○			22-3				211	○
		63	○			23-1				212	○
		64	○			23-2				213	○
		65	○			24				214	○
		66	○			25-1	○			215	○
		67	○			25-2				216	○
		68	○			26	○			217	○
		70	○			27				218	○
		71	○			28-1	○			219	○
		72	○			29-1	○			220	○
		73	○			29-2				221	○
		74	○			34-1				222	○
		75	○			34-2				223	○
		76	○			34-3				224	○
		76-1	○			34-4				225	○
		78	○			36-2				226	○
		80				36-3				227	○
		82				36-4				228	○
		83				37-1				229	○
		106				37-2				230	○

	地区名	地番	農用地 区域		地区名	地番	農用地 区域		地区名	地番	農用地 区域
	河辺岩見字 善知鳥坂	107			河辺岩見字 新川	40-1			河辺岩見字 新川上田面	231	○
		116				40-2				232	○
		118				41-1				233	○
		141				41-2				234	○
		142	○			42-1				235	○
		143	○			42-2				236	○
		144-1	○			46-1				237	○
		144-2				46-2				238	○
		145-1	○			46-3				239	○
		145-2				47-1				240	○
		146	○			47-2				241	○
		147	○			47-3				242	○
		148	○			50				243	○
		149				53-1				244	○
						53-2				245	
						62				246	○
						63-1				247	○
						63-2				248	○
						63-3				249	○
						63-4				250	○
						63-5				251	○
						64				252	○
						67-4				253	○
						70-1				254	○
						70-4				255	○
						72-1				256	○
						72-3				257	○
						73				258	○
						74-1				259	○
						74-2				260	○
						75-3				261	○
						76-3				262	○
						85-1				263-1	○
						98-1				263-2	
						104-1				264-1	○
						104-3				264-2	○
						106-2				265	○
						106-3				266	○
						106-6				267	
						106-9				268	
						107-1				269	
						107-4				270	
						108				271	○
						109-1				272	○
						109-2				273	

地区名	地番	農用地 区域	地区名	地番	農用地 区域	地区名	地番	農用地 区域
			河辺岩見字 新川	110		河辺岩見字	274	○
				111		新川上田面	275	○
				113-1			276-1	○
				115			276-2	
				183			277-1	○
							277-2	
							278-1	○
							278-2	
							279-1	○
							279-2	

◆公共施設整備の状況

本重点促進区域においては、本重点促進区域を含む岩見三内地区内に小・中学校や市民センターが整備されており、道路、電気、上水道等のインフラは整備されているが、農業集落排水施設は一部のみの整備となっているため、必要に応じて事業者が整備を行う。

◆他計画との調和、遊休地等の状況

『第14次秋田市総合計画』において、施策に「戦略的で多様なアグリビジネスの促進」と「農山村地域の活性化と森林整備の推進」を位置づけており、魅力ある体験プログラム等を通じて都市農村交流を促進するとともに、民間活力を活かしながら、農山村資源や自然環境を有効活用した新たなビジネスの創出、周辺環境整備などの取組を進め、働き方や余暇活動に関する多様なニーズを取り込むことにより関係人口を創出するなど、農山村地域の活性化を図ることとしている。

都市計画法第18条の2に規定される『第7次秋田市総合都市計画』においては、本重点促進区域を都市計画区域外に設定している。河辺地域の地域づくりの方針として、「観光型まちづくりの促進」を位置づけ、「鶴養地区や新川地区周辺では、民間活力を活かしながら、農山村資源や自然環境を有効活用した新たなビジネスの創出、周辺環境整備などの取組を進め、働き方や余暇活動に関する多様なニーズを取り込むことにより関係人口を創出するなど、農山村地域の活性化を図る」と記載している。

本市では、こうした考えのもと、新型コロナウイルス感染症を契機とした地方回帰意識の高まりや、テレワークの普及、ワーケーションに対する関心の高まりなどの社会変容を捉え、令和3年8月に『秋田市農山村資源活用基本構想』を策定し、首都圏等からの新しい人の流れを呼びこみ、関係人口の増加等による都市農村交流の推進や農山村地域の振興を図ることとしている。

こうした取組を進める上で、重点促進区域に設定した区域は、秋田県の中央に位置し、秋田駅、秋田空港から自動車で約30分の好立地でありながら、『秋田市都市農村交流マスターplan』において、本市の活用できる地域資源の例として挙げているへそ公園、景勝地である岨谷峡、豊かな水資源をもたらす岩見川を有している。また、農村の美しい日本の原風景が色濃く残る鶴養地区的入口であるなど、特に、農山村地域における振興の拠点となる可能性を持った区域である。

農山村資源を活用した地域経済牽引事業として見込む観光関連産業や日本酒、ウイスキーの製造などの食品加工関連産業においては、豊かな自然や水資源があることが付加価値を高めることにつながる。本市内には、遊休地のほか、既存工業団地内に分譲可能な土地が一部存在するものの、本重点促進区域は、岨谷峡や、へそ公園周辺の散策路といった自然景観を有しているとともに、清流・岩見川がもたらす豊かな水資源があり、原材料の产地と近接しているなど、地域経済牽引事業者にとって、良好な操業環境であることから、重点促進区域として設定するものである。しかしながら、本重点促進区域内には、宅地化された遊休地や工業団地が存在せず、こうした条件下の中で地域経済牽引事業者が求める面積を確保するためには、農地の土地利用を検討せざるを得ない状況であるため、必要最小限度の農地活用を行う。

なお、『秋田農業振興地域整備計画』において、土地利用に関し、「市の最上位計画である総合計画をはじめ、都市計画等、農業以外の分野における土地利用方針との連携・整合を確保していく。」と記載しており、地域経済牽引事業の実施に当たっては関係部局と十分調整を行い、当該農業振興地域整備計画との調和を図る。

## (2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。

なお、土地利用調整区域に農地を含める場合は、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

### ① 農用地区域外での開発を優先すること

農用地区域外での開発を優先することとするが、やむを得ず土地利用調整区域に農用地区域を含める場合は、関係部局と十分な調整を行うこととする。

### ② 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

本重点促進区域内の農地について、やむを得ずこれらを含めて土地利用調整区域の設定を検討する場合には、集団的農地の中央部に他の使途の土地が介在することにより高性能機械による営農に支障が生じる場合や、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより農業生産基盤整備事業や農地流動化施策への支障が生じないようにするなど、農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすることとする。

### ③ 面積規模が最小限であること

やむを得ず農用地区域内で地域経済牽引事業に供する施設を整備する場合は、地域経済牽引事業の内容に基づき、立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積を土地利用調整区域として設定することとする。

### ④ 面的整備を実施した地域を含めないこと

ほ場整備事業の対象農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

### ⑤ 農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

本重点促進区域においては、農地中間管理機構関連事業が実施されている。具体的には以下のとおりとする。

- ・地域経済牽引事業の対象農地については、同機構の管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこととする。
- ・農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めないこととする。
- ・管理権の満了後も上記①から③までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ当該農地を土地利用調整区域に含めないこととする。
- ・農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先することとする。

（3）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項  
該当なし。

#### 10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和8年度末日までとする。